**平成２１年（フ）第２０７号**
山口県宇部市大字西岐波630番地３、前住所山口県宇部市大字西岐波1337番地１
債務者　太田　広子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２１年（フ）第８４号**
徳島県海部郡海陽町奥浦字新町28番地２
債務者　寺島　敏子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
徳島地方裁判所阿南支部

**平成２２年（フ）第５号**
徳島県三好市三野町太刀野山4082番地３
債務者　篠原　誠治
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
徳島地方裁判所美馬支部

**平成２２年（フ）第２４号**
愛媛県宇和島市元結掛２丁目５番30号　新田アパート102号室
債務者　清水　健二
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
松山地方裁判所宇和島支部

**平成２２年（フ）第２６号**
愛媛県宇和島市宮下甲887番地３、住民票上の住所愛媛県八幡浜市日土町５番耕地518番地
債務者　新田　陽一
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
松山地方裁判所宇和島支部

**平成２１年（フ）第１２７９号**
北九州市八幡西区鉄竜１丁目１番49―1106号
債務者　野村　浩司
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１２８０号**
大分県別府市スパランド豊海35―11
債務者　野村　博子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第２２号**
北九州市小倉北区紺屋町７―18イーグルビル303　鈴木克彦方
債務者　深津　敏朗
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第１１７号**
北九州市八幡東区中尾３丁目25番21号
債務者　高重　康宏
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第２０２号**
北九州市小倉南区湯川新町１丁目16番12号
債務者　瀬川　朋子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第２０３号**
北九州市八幡東区中尾３丁目12番９号
債務者　森田美智子（旧姓豊永）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第２１８号**
北九州市小倉北区萩崎町９番２号
債務者　長野　昌宏
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第２３３号**
北九州市小倉北区下到津５丁目４番12号　岸本荘２Ｆ６号
債務者　宮崎　義博
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第３４５号**
佐賀県藤津郡太良町大字多良9527番地117
債務者　辻　　正春
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２１年（フ）第６１１号**
宮崎市大塚町弥堂ノ窪5432番地５
債務者　内海　一平
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第７１０号**
宮崎市月見ケ丘７丁目６番１号　ペパーミントハウス101号
債務者　大平かおり
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第２２号**
宮崎市橘通東１丁目８番１号　リアル橘通ビル307号、前住所宮崎市吉村町堂ノ後甲2663番地１　コーポ日広302号
債務者　宮原　珠希
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第１００号**
沖縄県浦添市宮城２丁目39番７号
債務者　玉城　直美
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部